

「臨時労働基準監督署長・公共職業安定所長合同会議」を開催

～「必ずチェック！ 最低賃金 使用者も、労働者も。」～



「臨時労働基準監督署長・公共職業安定所長合同会議」全景

石川労働局（局長 ^{おな たけお}小奈 健男）では、平成 28 年度の石川県最低賃金が時間額表示となった平成 14 年度以降、過去最高の引上げ額 22 円（引上げ率 2.99%）となり、「時間額 757 円（10 月 1 日発効）」になることから、当該最低賃金の官報への決定の公示日である 9 月 1 日（木）に金沢駅西合同庁舎 6 F 共用第 1 会議室において、石川労働局の幹部のほか、管内の労働基準監督署長及び公共職業安定所長など 30 名を招集して「臨時労働基準監督署長・公共職業安定所長合同会議」を開催しました。

本会議では、小奈局長からは、この度の石川県最低賃金の改正決定に伴い、その周知徹底と今後の監督指導等について強化することを指示しました。

県内では、約 1 割弱の企業で労働者が最低賃金未満で雇用されているとの監督指導結果を示し、今回の最低賃金の引上げが政府の強い賃上げ方針を反映した結果であることや、中小企業の中には、経営への影響を懸念する声が根深いことを説明し、「事業主には、最低賃金相談窓口を周知するとともに、最低賃金を引上げる企業には、業務改善助成金の拡充やキャリアアップ助成金の支給要件の緩和といった支援が受けられることについても促してほしい」旨、呼びかけました。



指示する小奈局長

平成 28 年 10 月 1 日以降、石川県最低賃金「時間額 757 円」については、年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、石川県内の事業場で働くすべての労働者に適用されますので、県内の事業者及び労働者の皆様は、必ずチェックしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、最低賃金に関する情報は、石川労働局ホームページのバナー⇒
からどうぞ！



以上